

**「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
に基づく、松本大学及び松本大学松商短期大学部内の責任体系について**

平成19年2月15日文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、松本大学及び松本大学松商短期大学部における公的研究費の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を以下の通り公表します。

(1) 最高管理責任者

<職名> 学長

<責任と権限> 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。また、以下の統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 統括管理責任者

<職名> 副学長

<責任と権限> 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する責任と権限を持つ。

(3) 部局責任者

<職名> 大学事務局長

<責任と権限> 本学内の事務局における公的研究費の運営・管理について責任と権限を持つ。

松本大学
松本大学松商短期大学部
学長 菴谷利夫